

今後の社会教育行政の あり方について（提言）

令和元年6月

西東京市社会教育委員の会議

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 今後の社会教育に求められるもの | 3 |
| 2. 今後の施策の方向 | 6 |
| (1) 学びによる新たな地域コミュニティの創造 | 6 |
| (2) 地域学校協働活動のための仕組みづくり | 6 |
| (3) 生涯学習センター機能の拡充 | 7 |
| (4) 健康長寿社会への寄与 | 9 |
| 3. 今後の社会教育行政の運営体制について | 11 |
| (1) これまで述べてきた課題に対応するための組織体制の検討 | 11 |
| ①社会教育と学校教育を一体的に推進できる体制の構築 | 11 |
| ②これからの社会教育課のあり方の検討 | 12 |
| (2) これまで述べてきた課題に対応するための職員増員の検討 | 12 |
| ①「生涯学習センター機能」を統括するコーディネーターの配置..... | 12 |
| ②地域学校協働活動や地域学校協働本部設置に伴うコーディネーターの配置... | 13 |

はじめに

人は学びを通じて成長し、他者と学び合い認め合うことで人と人とのつながりを形成していく。社会教育は、このような他者との交流による新たな気づきや活動への動機付けによって個人の成長を促す学びを支援し、学習活動を通じて人と人とのつながりから生じるさまざまな恩恵を地域に蓄積しうるものである。

中央教育審議会による答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成 30 年 12 月）」では、生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を活かす実践の機会を提供するとされる生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的役割を果たすべきとされ、社会教育の機能や役割への期待が示されている。このように、従来、社会教育は主体的な学びや活動へ人々を導く強みを生かし、学び合い支え合う地域づくりの礎になってきた。しかし、人口減少やグローバル化など、社会は大きな変化の最中であって、住民の主体的参画による持続可能な社会づくり、地域づくりのために、社会教育はこれまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

西東京市では、市民の地域課題の解決のための学習機会の提供や学習成果を地域に還元することは、社会教育行政担当部局（社会教育課・公民館・図書館）以外でも広く所掌され、行われてきた。しかし、社会教育行政担当部局以外が行ってきた取り組みは、行政全体において社会教育としての認識はあまりされておらず、また学習活動を実践している市民も自らが意識して社会教育を担っていると考えることは少なかった。

このことから、市内各地の豊かで貴重な実践は、社会教育として体系化されることなく、個別の活動、すなわち「点」に留まってきた。つまり、全市的にはその成果が共有されておらず、なおかつ各地域の動きが見えてこないという状況にある。これらの点をつなぎ「線」にし、さらに広げることで「面」にするために社会教育が調整的機能や役割を担うことが西東京市の地域づくりに必須といえよう。個々の実践から学んだことを共有して活動者同士を結びつけ、市長部局とともに市全体の課題解決につなげるために、西東京市における社会教育関係の組織や取り組みを整理、再評価することが重要といえよう。

西東京市社会教育委員の会議においては、平成 26 年 12 月、学びが地域に還元される循環型の地域学習社会の実現と市固有の文化財保護の充実のための組

織体制を提言し、これまで社会教育の環境整備に努めてきた。このたび、これまでの成果を踏まえ、また社会や地域社会をめぐる状況の変化を受け、関係者の連携・協働、住民の主体的参画のもと、新しい地域づくりを進めるために西東京市の社会教育の振興方策を示し、その実現に向けて、以下を提言する。

1. 今後の社会教育に求められるもの

21 世紀に入り、社会をめぐる情勢の変化はますます激しくなっている。社会教育に対し大きな影響を与えている変化の例としては、人口動態の変化、社会状況の変化、ICT の進展やグローバル化などの社会を取り巻く環境の変化、学校教育に起こっている変化が挙げられる。

第一の人口動態の変化としては少子高齢化が挙げられる。

高齢者の増加については、「人生 100 年時代」の到来により、健康寿命が伸び、人々が社会活動に従事できる期間がより長くなる。「健康」応援都市を掲げる西東京市は、すべての年代の市民の健康の維持・増進を支援しているが、例えば、高齢者について考えると、健康に関する学習、地域で活躍することによる生きがいの獲得、ならびに地域のボランティアへの参加など、さまざまな活動を行うことで健康が維持・増進すると思われる。

社会教育は、人生設計に関わるさまざまな分野に寄与ができることから、西東京市においては、市民の生活の向上のため、より一層の拡充が求められている。

また、地域の人材活用に対して、社会教育が果たす役割は大きいため、地域の人材活用が、重要な取り組みに挙げられるであろう。例えば、高齢者などが学習したことを地域に還元するような循環型学習社会の実現により、地域に関わりを特に持たなかった人々が地域に関与できる仕組みをつくることも社会教育に課せられている役割と思われる。

少子化に関しては、「西東京市人口推計調査報告書（平成 29 年 11 月）」によれば、西東京市の 18 歳未満人口の減少傾向はゆるやかではあるものの、日本の合計特殊出生率が 1.43 であり¹、将来的には課題となりうることが予想される。そのため、少子化への対応も喫緊の課題である。

第二の社会状況の変化としては、女性就労者の増加や定年年齢の引き上げなどに伴って、労働をめぐる環境が大きく様変わりしたことが挙げられる。このような今まで地域を支えてきた層が、地域を離れて就労することは、今の地域を支える年齢層が減少することにつながるため、社会教育においても何らかの対応が求められる。

また、経済格差から生じる子どもの貧困への対応についても、社会教育が果たす役割があろう。少なくない子どもたちが貧困に直面していることを考えると、

¹ 厚生労働省「平成 29 年（2017）人口動態統計（確定数）の概況」。なお、合計特殊出生率とは 1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標である。

“誰もが学べる機会”を提供することのできる社会教育には、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための学びの機会の確保や地域全体による支援や働きかけなども期待されよう。

このように、従来から社会や家庭での教育に大きな役割を担ってきた社会教育は、多様な教育機会を提供する場としての役割をより一層期待されている。例えば、西東京市社会教育委員の会議で従来から提言を行ってきた放課後子供教室を一層拡充し、地域学校協働活動の仕組みづくりを進めることも重要であろうし、また、社会教育の実践の場の役割を担ってきたさまざまな社会教育関連施設を含め、市全体の関連する所管のより一層の連携推進や、学ぶ意欲を持った市民が学ぶ機会を得られるようにするための情報集約の核となる「機能としての（仮称）生涯学習センター」（後述）の設置は重要であろう。この「機能としての（仮称）生涯学習センター」とは、名称に“センター”を冠してはいるが、新たな施設を設置することではない。ファミリー・サポート・センター²にみられるような機能としての“センター”である。すなわち、生涯学習センターとしての「機能」を庁内に設け、コーディネートを担う専任の担当者を置くことを意味する。この“センター”の名称は、誰もが学ぶという理念を強調するために、社会教育の基礎を踏まえ、市民の自発的な学習を支援することを視野に入れて、生涯学習の名称を仮称として用いるものである。

また、女性就労者の増加など家庭を巡る状況が大きく変わっている中、放課後の子どもたちの居場所づくりや、幼稚園、保育園との連携、子育て相談の拡充などの子育て支援を意識した取り組みや、人と人との知り合うきっかけづくりとして、地域コミュニティをより一層重視することも肝要と思われる。

さらに、変化する社会の状況を踏まえると、SDGs（持続可能な開発目標）³の考え方を社会教育・生涯学習に取り入れていくことも重要である。SDGsでは、17の目標の内、目標4として「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が設定されており、国際的にも生涯学習の機会促進が重要であることが主張されている。

第三の社会を取りまく環境の変化としては、スマートフォン、タブレット端末、コンピュータなどに代表される情報通信技術の急激な進展がある。特にスマー

² 地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい方（ファミリー会員）と子どもを預かりたい方（サポート会員）がお互いに会員となる組織で、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行っている。ファミリー・サポート・センター事務局のアドバイザーが援助活動の調整を行っている。

³ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。（外務省HP、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>）。

トフォンの普及に見られるように、情報通信技術 (ICT) は生活そのものに影響を及ぼしており、人々の学習手段にもより一層の変化をもたらすことが予想される。また、デジタル・デバイド (デジタル機器を使えるかにより生じる格差) も課題となっており、社会教育の場で ICT 機器を学ぶ機会を拡充することは、デジタル・デバイドの解消の一つの方途である。同時に、ICT 進歩による負の側面として子どもへの弊害という問題も社会教育のテーマの一つとなる。

この他、グローバル化も日常的になっている。国際結婚や外国籍世帯や外国人観光客の増加などにみられる環境の変化、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に代表される国際的イベントの開催等、グローバル化を視野に入れた対応はこれからの社会教育においても求められていくであろう。具体的には、外国人家庭への日本語教育や、多文化理解などへの取り組みがより一層促進されることが期待される。

第四の学校教育に起こっている変化としては、学校と社会が連携・協働して児童・生徒の教育に取り組む「社会に開かれた教育課程」が導入され、改めて地域社会との関係性が重要視されたことで、学校教育と社会教育の調和がより求められることとなった。

地域には社会教育の担い手となりうる多くの人材がおり、こうした人材がより一層地域で活躍できるような施策が求められている。例えば、行政内部の連携による地域人材に関する情報共有、さまざまな人材が活躍できるような仕組みづくり、加えて情報の集約と活躍の場を広げるための広報活動も重要であろう。

また、企業の人的・物的資源の活用を目指し企業との連携を図ることや、子ども・若者が主体的に関われる機会・システムづくりに関しても、社会教育行政が果たすべき役割は少なくない。

以上で述べた社会状況の変化をみると、地域社会における学びの核となってきた社会教育には、社会の変化に対応したさまざまな役割が期待されていることがわかる。

2. 今後の施策の方向

社会教育が対象とする取り組みには、子ども・若者から高齢者までの幅広い年齢層を対象とした生涯学習や、社会のあらゆる場における多種多様な教育活動が内包されている。そのため、社会教育は、あらゆる人や場所、学びを軸にしたながらつながりを広げ、人々の生きがいの獲得や地域コミュニティの活性化に良い影響を与えるものと考えられる。例えば、子ども・若者の居場所づくりの支援、多世代交流、子どもの放課後の学びの場の確保、高齢者の活躍の場の拡充、生きがいや健康長寿の獲得などに寄与するとともに、学びの成果を活かした地域づくりや地域コミュニティの維持・活性化への貢献も期待されている。

(1) 学びによる新たな地域コミュニティの創造

地域づくりの主役は、そこに住む住民である。そのため、地域住民がコミュニティの将来像や在り方を共有し、解決すべき地域課題とその対応を学び、学習成果を地域づくりの実践につなげる「学び」に参画していくことは、地域の活性化につながる。

例えば、地域の歴史や事情に詳しい住民は、子ども・若者と地域で触れ合う機会を得ることで、子どもや若者に地域の歴史や伝統文化を伝える教師の役割を果たすことができ、また新たに移り住んできた住民は地域を学ぶことによって地域の人と知り合い、溶け込むきっかけを作ることができる。これらの例は、地域を学びあうことで多世代のつながりを生むとともに、新旧住民の一体感を生み出す可能性を示している。

また、次世代を担う子ども・若者が地域の大人やさまざまな団体・機関等、多様な主体とのつながりを通して学習・文化活動への参画、学び合い、実践する機会を得ることで、持続可能な地域(または、コミュニティ)の創造も期待できる。

このように、誰もが学ぶことでさまざまな波及効果がもたらされる点は、社会教育の強みの一つと言えるのである。

(2) 地域学校協働活動のための仕組みづくり

また、中央教育審議会の答申で示された社会教育の目指す「開かれ、つながる社会教育の実現」においては、その具体的方策の一つとして、地域の住民、団体・機関等が参画した緩やかなネットワーク形成による小・中学校を核とした地域学校協働活動が挙げられる。

地域学校協働活動は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学

びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動である。

地域学校協働活動を通じて子どもたちが地域の大人との関わりを持ち、認められることを通して、地域に住む人々の思いや生き方を知ることは、地域への愛着につながっていく。次世代を担う子どもを巡る環境の変化に対応するためにも知識・経験の豊富な高齢者、地域団体等の多様な主体には、地域に暮らす子どもを「たまご＝他孫」として育む活躍を望むところである⁴。こうした取り組みは、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えることができ、地域の活性化につながる仕組みを構築することにも通じる。

そのため、住民が主体的に地域課題を解決する学習の場、また、学習成果を地域活動に実際につなげる場となり得る地域学校協働活動は、各小・中学校にある学校避難所運営協議会なども含め、幅広い活動との連携が望まれているところである。

地域学校協働活動の活動場所としては、学校施設のみならず、社会教育施設である公民館のほか、地区会館やコミュニティセンター、市民集会所、福祉会館などをそれぞれの地域の特性を生かした活用が考えられる。また、企業の人的・物的資源の活用や企業の持つ教育プログラムの提供を得て地域に「学びの場」を作っていくことも、地域学校協働活動に資すると思われる。

限られた人々のみで地域を支える現在のあり方が限界にきているとの指摘もあり、今後はこうした「ゆるやかな地域のつながり」から地域に新たな風を吹き込む必要があるであろう。

（3）生涯学習センター機能の拡充

西東京市において平成29年秋に実施した「教育計画策定のためのアンケート調査」によれば、生涯学習に関する情報（講座、指導者、団体活動など）が充実しているかの問いに、「そう思う」と回答した人は約20%、「そう思わない」と回答した人が約60%であった。また、生涯学習を行うにあたって困っている点では、「費用がかかる」「時間がない」のほか、「開催されている講座や利用できる施設などがわからない」「どうやって活動すればいいかわからない」などが上位に挙がっている。つまり、情報提供に対する市民の要求が高いことが推察される。

そこで、今回提言する「機能としての(仮称)生涯学習センター」では、教育委

⁴ 牧野篤「今後の社会教育及び公民館のあり方について～西東京市公民館の取組の先に見えてくるもの～」西東京市平成30年度公民館運営審議会委員研修会発表資料、平成31年1月9日開催。

員会はもちろん、市長部局の取り組みも含めて、全庁的な生涯学習・社会教育の取り組みのほか、地域の多様な主体等に関する情報を集約する中心的な機能を担うことを想定している。ここでいう多様な主体とは、地域学校協働活動でもイメージされている地域のさまざまな世代の個人（高齢者、成人、学生等）のほか、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広く捉えた生涯学習・社会教育の担い手を指す。

他にも、この“センター”は、社会教育施設の窓口で収集した市民のニーズを市の施策に取り込む役割も期待される。さらに、集約した情報を活用し、市民等からのあらゆる学習相談に対応するほか、上記の取り組みや団体同士をつなぐとともに、つなぐことで新たな活動や動きを生み出すきっかけを作るためには、コーディネート機能が重要となる。

当然ながら、コーディネーターのいる“センター”だけではなく、公民館等の社会教育施設の窓口で行っている学習相談での情報提供においても、利用者が情報を見ることができ、得られた情報を共有できる仕組みが必要になることから、この“センター”におけるコーディネート機能は大きく寄与するだろう。

また、これからの社会教育行政に欠かせないネットワーク化においても、“センター”は重要である。

この“センター”を設置することにより、教育委員会及び市長部局の連携のほか、地域にある多様な主体により行われるさまざまな活動とより一層の連携・協働を進めることで、従来の情報収集・提供の活動の内容や方法が進化し「見える化」が進み、市民への情報提供の充実が図られることになるだろう。さらに、情報の収集や提供だけではなく、それらを分析することにより地域課題の解決も期待できる。そのことで、市の施策や事業に結びつける情報提供や提案ができる可能性もある。

“センター”は、これまで分野ごとに整備されてきた社会福祉協議会、西東京ボランティア・市民活動センター、エコプラザ西東京、ほっとネットステーション、市民協働推進センター（ゆめこらぼ）、多文化共生センター等で有する情報をセンター機能に集約するのではなく、それらの機関・窓口との中心となり、必要に応じてそれぞれの分野をつないでいくことで新たな化学反応を生むことができる。その部分を担うことこそが社会教育の役割といえよう。

人生 100 年時代の到来を始めとする社会情勢の変化に対応するには、組織横断的に取り組むべき課題も増えており、そうした行政全体の取り組みにも寄与しうらと思われる。

(4) 健康長寿社会への寄与

西東京市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、市の実情に応じた5か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定した。これは、将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準と捉え、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指したものである。

健康長寿の町も「住みたい町」の大きな要素であるが、人生100年といわれる今の高齢者は人生60年といわれた世代とは精神的にも肉体的にも異なっている。日本老年学会が65歳以上の身体・知的機能・健康状態について分析した結果、10～20年前に比較して、10歳若返りがみられるというデータもある。高齢者の概念を捉え直すとともに、高齢者の健康年齢には個人差が大きいことも踏まえ、高齢者をひとくくりに捉えるのではなく、新たな高齢者観に基づくとともに、個別の状況に応じた学習や生活の支援策を考える必要がある。

多くの人の自立度が低下していくのは70歳代半ばからといわれ、行動半径が自転車や徒歩で歩ける範囲に狭まっていく。つまり、住まいから自転車圏、徒歩圏である地域は、人生の最期まで残るつながりの場となる。社会とのつながりを失うことが、健常から要介護へ移行する中間の段階と言われるフレイルの最初の入口と言われているが、健康長寿を全うするためにも、早くから地域につながりを持っておくことが重要な課題といえる。その意味でも、顔の見える小学校区は身近な地域の役割を果たしうる範囲といえる。

小学校区では、例えば年に数回程度の地域活動や多世代交流活動への参加や、ときどきでも近所の人にあいさつをするといったような、「ゆるやかなつながり」が近所との支え合いへの意識を高めるものと思われる。こうした“ゆるやかさ”は、地域に暮らすさまざまな人々の持つ力を発揮させる場面でも意識し、それぞれのペースで力を発揮できるような方法をとることが重要であろう。例えば、自らの楽しみにとどまらず、他者に力を提供したり、シェアする活動に関わったりすることは、高齢者の心身の健康に良い影響を与えることが明らかになっている。有償無償にかかわらず、地域とつながりを持って、地域づくりにひと役かって活躍することが、本人の介護予防にも生きがいづくりにもなる。

また、現代の高齢者にとっては学ぶ機会も重要である。人生100年時代の到来を受け、改めて人生設計を考える人が増える今、学びを必要とする人々も多くなっている。学びの機会をもつことで人々はより豊かな人生を送り、生きがいを持って地域で暮らせるようになる。

社会教育が健康長寿に寄与し得る例としては、山梨県における読書との関連

が挙げられる。山梨県は、運動やスポーツの実施率は全国最下位にもかかわらず、健康寿命は男性が全国1位、女性が全国3位というデータがあり、「山梨県の図書館利用率が高いことから、読書は健康寿命を延ばすのでは？」と報道された。

(NHKスペシャル「AIに聞いてみた、どうすんのよ!?ニッポン」 2018年10月13日放送)

公民館や図書館が小学校区にない場合においても、さまざまな場を媒介として高齢者を含むコミュニティが形成される中で、学びの場、他者との交流が生活圏に生まれる。

リンダ・グラットンはその著書『ライフシフト』において、従来の「教育のステージ」「仕事のステージ」「引退のステージ」の3ステージの人生に代わってマルチステージの人生が登場し、生涯に2つ、3つのキャリアをもつなど、長寿化により二者択一を迫られない(若々しく生きる年数が長くなる)恩恵があると述べており⁵、それが現在日本で言われている「人生100年時代」という言葉を生んでいる。社会教育は、この人生100年時代に学習活動を通じて寄与できる。この「人生100年時代」の意味するところは、長い人生の中でどう人生設計を行うかということに通じる。人生設計には学習計画が付随すると言われている。その中で、自発的に学習計画を立てる意識がない人やできない人をどのように地域に取り込み、学習機会を持つことができるようにするかが行政課題であろう。

⁵ リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット(池村千秋訳)『ライフシフト』東洋経済新報社、2016年。

3. 今後の社会教育行政の運営体制について

本提言ではこれまで、社会の変化を踏まえつつ、今後の社会教育に求められるものを述べてきた。また、それを受けて今後の施策の方向を示してきたが、そこでは主に、学びによる新たな地域コミュニティの創造、地域学校協働活動のための仕組みづくり、生涯学習センター機能の拡充、健康長寿社会への寄与などを挙げた。いずれも欠くことのできない重要な視点と思われるが、これらを実現していくためには、従来通りの組織体制や人員配置では対応しきれないと考えられるため、社会教育行政の運営体制について、以下のように提言したい。

(1) これまで述べてきた課題に対応するための組織体制の検討

①社会教育と学校教育を一体的に推進できる体制の構築

社会教育・生涯学習は幅広い分野に及び、かつ、生涯学習の理念にみられるように社会教育行政がカバーしている範囲はあらゆる年齢の方に及んでいる。また、学校教育では、近年ますます社会との協働が重視されている状況にあり、かつ子どもたちの学びにおいても、実社会のさまざまな場面で活用できる汎用的な能力の獲得のためには教科横断的な学びが重要視されている。

すなわち、近年、社会教育と学校教育とで求められていることに重複する部分が多くなっており、はっきりと分けた形で対応することは難しい。また、これからの流れが、地域学校協働活動となっていくであろうことを踏まえると、学校と地域は連携から協働へと、より密接な関係になっていくことは必至である。

これまで、社会教育委員の会議では、平成26年の「今後の社会教育行政の運営体制について（提言）」において2部制をとる必要がある旨を提言したが、その後の社会的な変化を踏まえると、状況に応じて組織体制を見直す必要があることは言うまでもない。

そこで、例えば、地域学校協働活動本部の展開も念頭に置き、「(仮称)総合学習課」とでも言うような学校教育と社会教育を結び付け、横断的に推進できる組織のあり方も検討に値する。

社会教育と学校教育とを一体に推進する新しい組織には、さまざまな利点がある。例えば、学校教育、社会教育の双方からスタッフが対応できることで、人々の学びがより充実した形で実施できるようになることはその一つである。さらに、社会教育関係者と学校教育関係者との積極的な連携を通じ、子どもたちの「生きる力」の育成にも資すると思われる。

また、学校を核に据えた取り組みである「新・放課後子ども総合プラン」が国レベルの施策として行われているが、その一つである各小学校の学校施設開放運営協議会による「放課後子供教室」が推進されるためにも、学校教育と社会教育の融合を含んだ関係機関の連携・協力体制の構築は必須であり、連携協力体制構築の一段階として、教育部に社会教育との連携の担当部署を設ける、又は担当者を配置することは重要であろう。

②これからの社会教育課のあり方の検討

広義の社会教育における人々の学び、西東京市の豊かな文化財、人々の生きがいや健康長寿への貢献など、多くの意義を果たしている社会教育をより一層推進するには、社会教育係と文化財係から成る現在の社会教育課では限界があることから、現在の社会教育課という組織体のあり方の検討も求められる。

例えば、生涯学習センター機能を発揮する課となる体制の構築がある。西東京市教育計画では、基本方針4「「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて」を掲げ、主な取り組みとして「生涯学習行政のネットワーク化」を挙げているが、まさに、生涯学習センター機能は、この取り組みと軌を一にするものである。

他にも、今後の社会教育課を、生涯学習事業のセンター的機能を果たす専任部署とする方向性の検討も必要だろう。現在、社会教育係の業務として生涯学習の推進、情報の収集や整備、地域連携等があるが、本提言でこれまで述べてきた課題に取り組むためには、社会教育課が中心となり学校教育と協働することが必要であり、これは地域学校協働活動の推進に寄与すると考えられる。

さらに、担うことが望ましい業務には、広報活動があることにも言及しておきたい。社会教育を基軸にした生涯学習の大切さを広く市民（住民）に知ってもらうためには、広報活動の展開が必要であり、その中でPTA・NPO・各種団体が行っている事業と協働することもまた重要であろう。

(2) これまで述べてきた課題に対応するための職員増員の検討

①「生涯学習センター機能」を統括するコーディネーターの配置

上記の組織体制を築き、運用していくためには、職員増員が不可欠であると考えられる。そこで、本項では増員すべき職員を例示する。

まずは、「生涯学習センター機能」を統括するコーディネーターである。

生涯学習のためのセンター機能をシステム化し、運用する役割には多様な知識が必要であることから、スーパーバイザー的な役割を担える人材を配置すべきであろう。「生涯学習センター機能」は、これからの西東京市の社会教育の

軸となるものである。そのため、全庁的な生涯学習・社会教育の取り組みに関わるとともに、地域で学びを担う多様な主体にも関わっていく必要があるため、全体を統括できるスタッフが求められる業務内容は広範にわたり、他業務との兼任は難しいと思われることから、専任として従事できる体制が望まれる。

「今後の施策の方向」において「生涯学習センター機能の拡充」の必要性を述べたが、その「生涯学習センター機能」を推進させるためには、その機能を充実させるための人材（コーディネーター）が重要となる。また、生涯学習センター機能が市長部局に対しても支援するものであれば一人では担いきれない。“センター”としての機能を担う組織体を検討すべきであり、そのためには職員の増員は前提であろう。

学習機会の創出、学習情報の情報提供、各種生涯学習関連施設との「連携の核」としての役割を十分果たしていくコーディネーターとしては、社会教育主事等の指導職員の知見や経験を活用するとともに、地域のコーディネーター機能を果たすものとして新たに制度化される社会教育士⁶などの資格保有者も候補となり得るであろう。

②地域学校協働活動や地域学校協働本部設置に伴うコーディネーターの配置

これからの社会教育行政では、地域学校協働活動や地域学校協働本部設置など、さまざまな調整能力が必要になることから、これらの役割を担うコーディネーターも必要だろう。

このコーディネーターは、各学校区に配置され、地域学校協働活動の核となり地域と学校間の良好なコミュニケーションを図ることが重要な職務となる。そこでは、連絡調整の役割や、各種団体・ボランティア等とのネットワークづくりなどを担い「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指していくこともまた重要なのである。

社会教育委員の会議では、これまでの議論の結果から「地域学校協働活動を進めていくにあたって、核となる人が重要である」という提案がなされた。地域学校協働活動の推進には、組織・人員や機能を備えた体制が必要であり、連携を推進するには地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会（推進委員会）を設置し、活動の企画、地域と学校の情報共有や調整、地域の協力者の確保・配置など地域の実情に応じた活動・助言等を行う地域学校協働活動推

⁶ 社会教育士とは「講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待」されている新たな資格である。（「平成30年1月～2月 社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会 配布資料 資料1-2 社会教育士について」文部科学省）

進コーディネーターの配置が求められる。そのため、コーディネーターは、社会教育はもとより地域、学校、行政等の知見に明るく、かつ地域の多様な学びの担い手との人脈のある人物が期待される。そして、このコーディネーターは、責任を有することから、有償で、市から委嘱されることが望まれる。

また、地域学校協働活動推進コーディネーター間の連絡・調整・人材育成・未実施地域における取り組みの推進等を行うには、行政（社会教育課等）にこれらを統括する役割を果たす人材を配置することを望むものである。

西東京市社会教育委員名簿

任期 平成 29 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで

◎議長 ○副議長

| 選出区分 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------------------|---------|--|
| 学校教育の関係者 | 小林 克彦 | |
| | 矢野 尊久 | |
| 社会教育の関係者 | 内田 日出子 | |
| | 木下 伸子 | |
| | ◎攝賀 武文 | 平成 31 年 3 月まで副議長 平成 31 年 4 月から議長 |
| | 矢野 真一 | |
| 社会教育の関係者 (公募) | 原 孝雄 | |
| | 原田 光久 | |
| 家庭教育の向上に 資する活動を行う者 | ○長谷川 和子 | 平成 31 年 4 月から副議長 |
| | 服部 雅子 | 平成 31 年 3 月まで議長 平成 31 年 3 月 30 日付解嘱 |
| 学識経験のある者 | 岩崎 久美子 | |
| | 川原 健太郎 | |
| | 沼本 禧一 | |

検討経過

| 開催日 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 平成 30 年 11 月 5 日 (月) | (定例会) 配付資料に基づく検討 |
| 12 月 20 日 (木) | (定例会) 配付資料に基づく検討 ワークショップの実施 |
| 平成 31 年 1 月 9 日 (水) | (公民館運営審議会委員研修会) 今後の社会教育及び公民館のあり方について |
| 1 月 10 日 (木) | 第 1 回提言書起草委員会 |
| 18 日 (金) | 第 2 回提言書起草委員会 |
| 24 日 (木) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 2 月 1 日 (金) | 第 3 回提言書起草委員会 |
| 7 日 (木) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 21 日 (木) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 3 月 4 日 (月) | 第 4 回提言書起草委員会 |
| 18 日 (月) | 第 5 回提言書起草委員会 |
| 29 日 (金) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 4 月 12 日 (金) | 第 6 回提言書起草委員会 |
| 22 日 (月) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 令和元年 5 月 17 日 (金) | 第 7 回提言書起草委員会 |
| 27 日 (月) | (定例会) 提言 (案) に基づく検討 |
| 6 月 24 日 (月) | (定例会) 提言 (案) 最終確認 |

今後の社会教育行政のあり方について（提言）

令和元年6月

西東京市社会教育委員の会議

事務局 西東京市教育委員会 教育部社会教育課

〒202 - 8555 西東京市中町一丁目5番1号

電話 042 - 438 - 4079